

## 役員等の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人合歓の会定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事、評議員及び第三者委員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (3) 費用 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等を支給する。

2 役員等に対する報酬は、5,000円相当額の物品とし、年1回支給する。

### (費用)

第4条 役員等がその職務執行に当たって費用を要する場合であっても、費用弁償等を行わない。

### (公表)

第5条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成30年7月1日から実施する。